

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和3年7月26日

国土交通省 自動車局貨物課長 殿

照会者

名古屋市西区菊井2丁目4番5号

電話052-589-8525

FAX052-589-8526

田嶋・水谷法律事務所

弁護士 田嶋好博

同 水谷博之

同 川瀬麻絵

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第2条第2項所定の「一般貨物自動車運送事業」に該当し、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を受ける必要があるか。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

A社は、現在、取引先が購入したA社商品（壁紙、カーペットなど）の配送を運送業者に委託しているが、今後、A社のビジネスモデルにおいて、商品配送の品質向上を図るべく、一部の商品について、運送業者に委託するのではなく、A社社員の配送により取引先の指定する納入場所に配送すること（以下「本件運送行為」という。）を計画している。

本件運送行為について説明するに、A社は、自動車運送事業として事業展開するのではなく、A社商品販売の付帯事業として、取引先が購入したA社商品（以下「購入商品」という。）を、当該取引先の出荷依頼に基づいて、A社のロジスティクスセンターから、当該取引先が指定した場所に配送する。その際、A社は、当該取引先から、購入商品の代金とは別に、出荷手数料（以下「出荷手数料」という。）を徴収する。出荷手数料の算定方法は、以下のとおり検討している。すなわち、まず、A社との取引実績に応じて取引先を大規模・中規模・小規模に区分し（以下「取引先区分」という。）、大規模、中規模、小規模の順に出荷手数料が割安になるように同手数料を設定することを前提とする。そして、その各取引先区分の中で、配送する商品の種類ごとに出荷手数料の単価を設定し、その単価に配送する当該種類の商品の数量を乗じて、出荷手数料の合計金額を算定する。なお、配送地区や運送距離は、出荷手数料を設定する要素に含まない。

上記出荷手数料の算定方法について、具体例を用いて説明すると、仮に、壁紙の出荷手数料の単価を、大規模の取引先は200円、中規模の取引先は300円、小規模の取引先は400円に設定し、カーペットの出荷手数料の単価を、大規模の取引先は1000円、中規模の取引先は1500円、小規模の取引先は2000円に設定した場合には、壁紙1個とカーペット1個を配送する場合の出荷手数料の合計金額は、大規模の取引先は1200円(200円×1個+1000円×1個)、中規模の取引先は1800円(300円×1個+1500円×1個)、小規模の取引先は2400円(400円×1個+2000円×1個)になる。

### 3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

#### (1) 見解

本件運送行為は、貨物自動車運送事業法第2条第2項所定の「一般貨物自動車運送事業」には該当せず、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を要しない。

#### (2) 根拠

A社は、A社商品を責任をもって取引先に配送して引き渡すことによって商品配送の品質向上を図るべく、本件運送行為を行うものであるため、本件運送行為は、A社商品の販売行為の一環である引渡しを内容とした行為であるといえ、販売行為に伴って生じる付帯的な作業にすぎない。

そして、出荷手数料についても、販売行為の一環である引渡しによって生じる費用であり、その費用は運送距離に応じて金額が変動するものではなく、販売する商品の種類や数量といった販売行為の内容に即して金額が設定されるものであるため、販売行為に包摂した費用であるといえ、販売行為から独立して生じる費用ではない。

以上のようなA社の業務の実態及び対価の性質からして、本件運送行為は、A社の生業である販売行為と密接不可分であり、その業務に付帯して行われるといえ、本件運送行為は主要業務の過程に包摂しているといえるため、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しない。

### 4. 連絡先

名古屋市西区菊井2丁目4番5号  
田嶋・水谷法律事務所  
弁護士 水谷博之、同 川瀬麻絵  
電話052-589-8525  
FAX052-589-8526

以上